

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

② 評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK2021256

③ 施設の情報

名称：鞍手乳児院	種別：乳児院	
代表者氏名：内藤 憲雄	定員：措置児30名・一時保護所12名	
所在地：〒807-1305 福岡県鞍手郡鞍手町大字新延448番地11		
TEL：0949-42-0246	ホームページ：kurateny.sakura.ne.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和27年6月10日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 鞍手児童福祉会		
職員数	常勤職員：56名	非常勤職員：12名
有資格 職員数	看護師：11名（助産師含む）	小規模グループケア担当職員：10名
	保育士・児童指導員（社会福祉士等）：15名	一時保護実施特別加算職員：6名
	個別対応職員：1名	入所児童処遇特別加算職員：1名
	家庭支援専門相談員：3名	育児指導機能強化事業担当職員：1名
	里親支援専門相談員：2名	医療機関等連携強化事業担当職員：1名
	管理栄養士：2名、栄養士：1名	心理職：2名
	調理師：2名	
施設・設備 の概要	（居室数）寝室・ほふく室等19室	（設備等）
	（その他） 【本館】 心理療法室（2部屋）・親子体験支援室 調理室・相談室・医務室 地域交流スペース・観察室・隔離室 【グループホーム】 地域交流スペース・観察室 【一時保護所】 観察室	夜間機械警備（防犯センサー） 防犯カメラ・殺菌装置（エアロシールド） 火災通報連動装置（本館⇄別棟相互） 火災児童連絡装置（消防署・職員等） スプリンクラー設備 太陽光設備・蓄電装置・自家発電設備

④ 理念・基本方針

(法人経営理念)

児童福祉法に基づき、多様な養育及びサービスを総合的に創意工夫することにより、心身共に健やかに過ごせ、退所後に自立した日常生活を社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(法人運営方針)

- ① ガバナンス（組織統治）の確立
- ② コンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ③ アカウンタビリティ（説明責任）の徹底
- ④ 公益的な取り組みの推進
- ⑤ 人材確保・育成の充実
- ⑥ 多機能化・高機能化・小規模化
- ⑥ 多施設との差別化（先駆的事業の推進）

(施設職員の行動指針)

・ 万年スローガン：「そなえよつねに」（予防こそ最大の防御）

・ 基本理念

- ① こどもの命を守る
- ② こどもの人権を守る
- ③ こどもの福祉を守る
- ④ 家庭への支援
- ⑤ 地域への支援・協働
- ⑥ 関係機関への支援・協働

・ 基本姿勢

- ① 福祉性
- ② 自発性
- ③ 継続性

・ 接遇の基本

- ① えがおで
- ② やさしく（親切に）
- ③ はっきりと（ただしく）

・ 養育の基本姿勢

- ① 正しい（やさしく深い）愛情
- ② 正しい知識
- ③ 正しい（新しい）技術
 - a. 目配り
 - b. 気配り
 - c. こどもの目線

⑤ 施設の特徴的な取組

本館では病虚弱児と乳児中心の2グループ、別棟グループホームでは幼児中心の3グループに分けて、より家庭的な環境で養育を行っている。児童福祉施設運営基準以上の職員（看護師・保育士等）を配置し、他施設では受け入れが困難な病虚弱児等を積極的に受け入れている。また、経験豊富な60歳以上の保育士・看護師等を入所児童処遇特別加算職員として雇用し、養育の幅を広げている。乳児院等多機能化推進事業として、育児指導機能強化事業担当職員及び医療機関等連携強化事業担当職員も配置しSNSの活用により地域の家庭に向けた情報発信や育児に関する悩み相談にも対応している。

設備面では国庫補助金を積極的に活用し、老朽化した一時保護所の新築による養育環境の改善や大規模災害に備えて蓄電装置や自家発電装置の設置も実施した。

地域ニーズを調査し、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、ふくおかライフレスキュー事業に加え、企業主導型保育事業及び一時預かり保育事業も実施している。さらに産後ケア事業も鞍手町と契約を締結し、受け入れを行っている

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年9月4日（契約日）～ 令和7年2月10日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

- 広い敷地内や玄関周りには季節の花が咲き、水槽にはメダカや金魚が泳ぎ、プランターや菜園では野菜が育ち、家庭的で温もりが感じられる環境である。園庭やグラウンド、パーク等、子どもが戸外で自然に触れながらのびのびと過ごせる環境が整っている。これらの環境に加えて、職員の笑顔、挨拶、美味しい日本茶での接待等細やかな接遇により、訪れる人がほっとできる温かな雰囲気施設の施設である。
- 運営基準以上の職員、看護師18名、保育士27名、その他専門職を多数雇用することにより、他の施設では受け入れ困難な病虚弱児を積極的に受け入れている。育児指導強化事業担当職員、医療機関連携強化事業担当職員を配置し、SNSを駆使して、地域の子育て世帯への情報発信や悩み相談を受け付け、関係機関と連携しながら乳児院等多機能化推進事業に意欲的に取り組んでいる。
- 地域の福祉ニーズに応える為に「乳幼児の緊急一時保護委託」「子育て短期支援事業」「病児病後児保育事業」「一時預かり保育事業」「企業主導型保育事業」「産後ケア事業」を展開し、「乳幼児総合支援センター」と呼べるように一貫した支援を行う

ことが出来る体制を整えている。

- 法人経営理念、運営方針、養育目標、基本理念、養育の基本姿勢、職員の基本姿勢を掲げ「そなえよつねに」（予防こそ最大の防御）をスローガンとして、職員全員が同じ思いで子どもの最善の利益のために努力を重ねている。ホームページに理事長からの「ことばのプレゼント」コーナーがあり、職員や保護者、来院者に理事長の思いを発信し、職員へは毎月会議室のホワイトボードに理事長のメッセージを書いて、福祉に従事する者としての心構えを伝え続けている。
- 職員は企画調整係、第三者評価係、研修係、実習生ボランティア係等、21の係に分担して取り組み、各係がPDCAサイクルに基づいて機能している。第三者評価係を中心に、前回調査評価時の指摘事項について改善計画を検討し、評価見直しを行い、全職員で質の向上に向けて取り組んでいる。また、養育会議、職員会議、その他の会議を密に行うことで各専門職の横の連携も強化され、大所帯の職員が一つにまとまっている。院内研修、心理のSV研修等をパート職員も含めて全員が受講することで養育方針の統一を図り、「身体の命と心の命を預かっている」という思いの下、「子どもが一番である施設」を目指し、職員一人ひとりが誠実に取り組んでいる。
- 保健福祉展の参加や巡回支援事業、社会を明るくする運動等、対外的な地域交流や地域貢献に取り組んでいる。また、常にアンテナを張って地域福祉の状況や利用者のニーズを把握し、新しい事業の展開、施設設備などハード面の整備を進め、理事長、施設長のリーダーシップの下、他の施設の模範となる施設を目指し、常に進歩発展を続けている。

◇改善を求められる点

- 人員配置計画を立てて、各種大学、専門学校、ハローワーク、インターネットサイトに求人案内を掲示し、電子掲示板も活用する等、出来る限りの対策を講じて人材確保に取り組んでいるが、難しい状況が続いている。乳児院で働くことのやりがいや素晴らしさをSNSを活用してアピールすることで間口を広げ、幅広い人材の確保に繋げていく事を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価の項目を日々の業務に活かせるように全職員で取り組み、マニュアルの見直しや改善を行うことができました。

今回の結果に満足することなく、今後も基本理念を念頭におき、職員一同、協力しながら日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 23 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント> 理念や基本方針を院内の各部署、廊下に掲示し、毎日職員が交代で行う院内放送で周知を図っている。また、新任職員研修、休職復帰の研修、実習生やボランティア、訪問者にもパワーポイントを使用して説明を行っている。しおり、パンフレットやホームページに掲載して、保護者や関係者等への周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握分析されている。	a
<p><コメント> 管内の施設長会議に参加して情報収集を行い、事業計画に活かしている。関係市町村の所帯数、人口推移を福岡県のホームページよりダウンロードして動向調査を行い、養育・支援のニーズ、施設の位置する地域の特徴等を把握、分析している。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント> 施設の経営状況、改善すべき課題、問題点を明確にして、養育会議や職員会議、主務者会議の中で説明し、周知・改善に努めている。また、設備や備品の検討、職員体制の見直しを行い、それに伴う求人募集に取り組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント> 中・長期計画をホームページや玄関に掲示し、配布用とパワーポイントでの説明用に分けて作成し、配布している。前中期の検証を基に中長期計画の見直しを行い、数値目標や具体的な取り組みを設定している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント> 中・長期計画が実現出来るように、単年度の計画を具体的に策定している。数値化できるものは具体的に示し、毎年計画に対する評価を行っている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント> 管理職や主務者等が中心となって事業計画を策定している。主務者会議の中で施設長が事業計画などについて説明し、主務者が各グループで勉強会を実施して周知を図っている。年度末に実施状況の確認や評価を行い、その結果を踏まえて次年度の事業計画を策定している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント> 事業計画を玄関に設置し、必要に応じて口頭で説明を行っている。入所時に、重要事項説明書を基に丁寧に説明を行い、行事などについても事業計画に記載して参加を促している。ホームページに事業計画を記載している。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント> 年2回全職員が自己評価に取り組み、グループ毎にその都度勉強会を行っている。各専門職が交代で勉強会資料を作成して職員会議で発表し、全体の質の向上に繋がっている。第三者評価を3年毎に受審して結果を公表し、改善に向けて具体的に取り組んでいる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組む課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント> 第三者評価結果を分析し、課題や改善点を職員間で共有している。改善策を立てグループ毎に勉強会を実施して周知を図り、具体的な改善に向けて取り組んでいる。</p>		

経験年数の長い職員が多く安定しているが、月2回の全体会議の日に主任会議を行い、固定せずに柔軟に子ども中心に動くことを大切に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント> 施設長は、施設全体の責任者として、使命感を持って運営管理に取り組んでいる。施設長の役割と職務分掌を「施設長の責任とリーダーシップ」として文書化し、院内に掲示して発信している。また、職員会議や研修の場で内容について説明し、職員一人ひとりが理解を得ている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント> 全国乳児院協議会主催の研修に積極的に参加し、各種会議、通信物を通して、遵守すべき法令の把握に努めている。関係法令は各部署に配布している。新任職員については雇用時に新人研修を実施し、中間研修にも取り組み始め、周知を図っている。就業規則の変更等については、必要に応じて全職員に説明を行っている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 施設長は各種会議において、助言、アドバイスをを行い、リーダーシップを発揮している。毎朝、各グループを回り、声掛けを行っている。年2回の人事考課の中で職員の意見や要望を聴き取り、現場の職員を大切にして指導力を発揮している。職員の経験や習熟度に合わせて外部研修や資格取得を奨励し、オンラインでSV研修を行う等、専門性の強化、体制の強化に取り組んでいる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 全部署にパソコンを導入して入所児童管理システムの活用及び共有フォルダを利用して情報の共有化を図っている令和3年度より社会保険労務士と業務委託契約を締結し、弁護士とも顧問契約を締結し、業務の実効性の向上に向けて取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント> 中・長期計画に人員配置計画を立てて、一般的な募集活動の他に、大学や養成校、ハローワーク、無料のインターネットサイトに求人を出し、法人内の電光掲示板も活用して人材確保に取り組んでいる。実習生やボランティアの受け入れを積極的に行い、施設の魅力を伝え、入職に繋がるように取り組んでいる。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント> 「養育者として望まれるもの」に基づいた養育・支援の取り組みや考え方について、職員一人ひとりが理解し実践に繋げている。目標管理シートを活用し、各自が目標を明確にして、どのような仕事に従事し、資格を取得し研修を受審したいか等、具体的な目標に向けて取り組む制度があり、年2回人事考課を行っている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 年1回ストレスチェックを行い、希望者に面談を行っている。相談があれば、必要時休暇の取得や勤務体制を改善する等、出来る限りの対策を行っている。ライフ・ワーク・バランスに考慮して、職員の公休希望に配慮し、働きやすい職場作りに取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント> 目標管理シートを活用し、職員一人ひとりの目標と評価、反省を行い質の向上に繋げている。新任、中堅、上級職員への研修を実施し、各グループでの勉強会も行っている。外部研修にも積極的に参加している。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント> 「期待する鞍手乳児院職員像」を掲示している。全職員に個人の研修計画を提出してもらい、それに基づき研修計画を立て、実施している。外部研修の受講を奨励し、職員一人ひとりの知識や技術の向上に取り組む施設が目指す養育、支援に繋がっている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a

<p><コメント> 新任研修を実施している。昨年度より中堅研修、休職者復帰研修、グループ移動時にもスムーズに業務が行えるように研修を実施している。各職種別勉強会資料を作成して自己研鑽に努め、質の向上に繋げている。研修会自己評価表の記入を行い振り返る時間を設けている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p><コメント> 実習生対応マニュアルを整備し、各養成校と内容を詰めて専門職種に配慮したプログラムを用意している。実習期間中、中間振り返りの機会を設け、より充実した実習が行えるよう取り組んでいる。実習期間中は養成校の教員が来院し、情報交換を行っている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
<p><コメント> ホームページ等を活用して、施設の理念や基本方針、特色ある取り組みを公表している。本館玄関にも決算書等を貼りだし、閲覧できるようにしている。鞍手町内の社会福祉法人にパンフレットを配布する等して相互理解を深めている。民生委員や更生保護女性会等の施設訪問を積極的に受け入れ、事業内容の説明を行っている。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 施設の事務、経理、取引等について税理士に相談し、アドバイスを受けている。社労士、弁護士と顧問契約を結び、公正かつ透明性の高い法人運営に努めている。毎年、福岡県の行政監査を受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 鞍手町内の祭り、花火大会に参加したり、公共施設への院外保育に出かけ、地域の方と交流している。コンビニやスーパー等、地域の店を活用して社会体験を実施している。「社会を明るくする運動」に参加し、地域の方々にチラシを配布している。子育て短期支援事業を行っている。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント> ボランティア対応マニュアルを整備し、ホームページにボランティア受け入れ事業についての基本的な考え方や活動内容を掲載している。ふくおか子育てマイスターの認定を受けたボランティアの受け入れを定期的実施している。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 必要な社会資源を明確にし、病院一覧表等をファイリングしている。児童相談所と年1回ケースカンファレンスを実施し、必要に応じて電話連絡で情報を共有している。関係機関との連携図を掲示して職員に周知している。企業主導型保育事業の地域枠では広域の市町村の待機児童の受け皿となっている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> 筑豊京築地区児童福祉施設長会を月1回開催して情報共有を図っている。鞍手町内の4法人で定期的に連携会議を開催し、地域福祉に貢献できるように努めている。鞍手町主催のイベントで鞍手乳児院のブースを設け、養育に関するニーズの把握に努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント> 公益事業の「企業主導型保育事業」を令和元年に開設し、地域の待機児童解消に貢献している。鞍手町内4法人で災害協定を締結し、相互協力体制を整えると同時に、非常時には備蓄品を地域住民に提供するシステムがある。職員が、子ども食堂や寺子屋、学童保育を手伝っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 職員全員で理念や基本方針を共有し、乳児院養育指針を職員一人ひとりが理解している。「処遇理念チェック」は各自で毎日行い、「倫理綱領」は毎月各自で読んで振り返りを行っている。子どもの権利擁護について研修を行い、子どもを尊重した養育・支援に向けて全職員が共通の思いを持って取り組んでいる。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント> 子どものプライバシー保護についてマニュアルを整備し、職員会議や研修時に職員間で話し合い共通理解を図っている。トイレは間仕切り、更衣及びオムツ交換時には衝立を使用、入浴時にはカーテンを用いてプライバシー保護に配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> ホームページや乳児院のしおりに、施設の特徴を分かりやすく掲載し、保護者が理解出来るように取り組んでいる。希望があれば、事前の見学を受け入れ、丁寧に説明を行っている。わかりにくい時には、DVDや絵を見ながら説明している。保護者に対しては面会や電話で情報提供を行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント> 入所時、「重要事項説明書」を基に丁寧に説明を行い、意思決定が難しい保護者については必要に応じDVDを準備している。対面や文書での意思疎通が難しい保護者にはSNSでやり取りを行う等、色々なツールを使いながらコミュニケーションを取る努力をしている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント> 行政や児童相談所等と連携して、措置変更や家庭への移行がスムーズに出来るように取り組んでいる。里親の家庭には里親支援専門相談員が定期的に訪問し、移行後のフォローを行っている。家庭引き取りや措置変更時には、電話や訪問等のアフターフォローを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 「処遇理念チェック」は毎日、「より適切な関わりのためのチェックポイント」、「乳児院倫理綱領」は月1回、各自で評価、反省を行っている。毎月のケース会議では、個別の計画・評価の他、子どもの様子や満足度について協議を行い、職員間で対策や方針を共有している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a

<p><コメント> 苦情解決の体制を記載した書面を保護者に説明したうえで配布している。意見箱を設置し、苦情内容については、本人の承諾を得てホームページ上に掲載している。苦情解決第三者委員は民生委員に委託し、苦情委員会を年1回程度開催している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a
<p><コメント> 意見箱を設置し、面会時や電話で困りごとを尋ね、いつでも相談して欲しいと伝えている。保護者との面談は、プライバシーに配慮したスペースを設けて、対応は傾聴を心がけている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a
<p><コメント> 保護者面会時や電話等で、意見や要望、心配な事等を聴き取り、苦情や意見があった時にはその都度職員間で協議している。保護者の相談には専門職が対応している。また、外部の第三者委員にも相談できる体制を整え、出来るだけ要望に応えられるように取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a
<p><コメント> 事故対応委員会を設置し、委員長を責任者として組織のリスクマネジメント体制が構築されている。ヒヤリハット報告書や軽微負傷報告書で事例を収集し、発生要因を分析して再発防止に努めている。それぞれの場面を想定して避難訓練を繰り返し実施し、BCPを策定して定期的に防災計画の体制や見直しを行っている。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 院内感染対策チームを作り、各部署への連絡系統を明確にしている。感染対策マニュアルを作成して、発生時に速やかに対応できるようにしている。定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会を開催したり外部研修に参加している。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
<p><コメント> 防災マニュアルを作成し、避難訓練を毎月定期的実施し、地域や行政と常に連絡を取りながら、避難場所に子どもが安全に避難出来る体制を整えている。鞍手町ハザードマップをもとに立地条件を把握してBCPを定めている。隣接する工場の一部屋を緊急避難場所として提供してもらい、備蓄品を保管している。鞍手町内の社会福祉法人及び九州の乳児院間で災害協定を締結している。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント> 養育マニュアルを作成し、子どもの尊重やプライバシー保護に関する姿勢を明示している。養育の方法については人材育成マニュアルを基に研修や個別の指導を行い、周知徹底している。標準的な実施方法の確認として、新任職員教育プログラムを使用している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント> 毎月各部署でケース会議を行い、標準的な実施方法について見直している。各種マニュアルについては、1月から3月の間に見直しを実施している。また、必要に応じて見直しを行い、改定した場合は改定年月日を明示した最新のマニュアルに沿って実施している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> 各グループの主任が責任者となって自立支援計画を作成している。毎月の養育目標の下、計画、実施内容、評価、見直しを行い、アセスメントを実施している。毎月の会議では、調理、里親支援、社会福祉士等、関係職員が参加し協議を行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント> 自立支援計画は担当者が立案し、毎月各グループの会議で計画に対しての結果、アセスメントを確認している。自立支援計画は3ヶ月毎に見直しを行っている。PDCAサイクルを継続して実施し、見直した内容については毎月の会議で共有している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント> 共通の養育記録、熱計表、身体チェック表を使用し、個人別にはケース台帳で記録している。養育記録はマニュアルに沿って記入し、職員によって差異が生じないようにしている。運営管理システムを活用して情報共有を行っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> 個人情報保護管理規定、マニュアルを作成し、規定を基に責任者を明確にしている。会議や内部研修の機会を設けて、施設長から職員に対して個人情報保護についての説明を行い、個人記録の管理と情報漏洩防止の徹底に取り組んでいる。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 毎月、グループ毎に「こどもの権利条約」を読んでいる。その他にも、体制整備チェックリスト、乳児院倫理綱領、養育「理念」及び「愛着を育むポイント」「より適切な関わりをするためのチェックポイント」について、毎月1回全養育者が振り返りを行う等、様々な方法で周知を図っている。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 養育職全員に、こどもの安心・安全を守るための指針（不適切関わりに陥らないために！）ハンドブックや不適切な対応防止委員会だよりを配布して意識づけを行っている。各グループで不適切な関わりについての勉強会や会議を実施して、職員間の気づきや悩みを話し合う機会を設け、問題解決に繋げている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a
<p><コメント> 日中は1対1か、1対2の手厚い養育を心がけている。個別担当職員が、積極的に個別に時間に関わるようにしている。1歳未満児は、抱っこやおんぶ、ベビーマッサージ等スキンシップを大切にしている。また、絵本の読み聞かせや語りかけを多く行っている。</p>		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
<p><コメント> 子ども一人ひとりの気持ちに沿いながら、個別の発達状況に応じてのびのびと成長できるよう、専門職と協働で支援している。すくすくミニファームで野菜や果物の収穫等をし、院庭散歩、グラウンドやパークで自然に触れながら遊べる環境を整えている。</p>		
A-2-(2) 食生活		

A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
<p><コメント> 自律授乳を基本とし、月例やそれぞれの体調に応じて体重観察を行いながら、ミルク量や哺乳瓶の種類を工夫している。出来るだけ抱っこをして視線を合わせ、優しく声掛けしながらゆったりと授乳出来るように支援している。</p>		
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている	a
<p><コメント> 離乳食後期から幼児食への移行期について見直しを行い、離乳食完了期と普通食初期を設けることでより丁寧な対応を行っている。食形態の段階が上がった際は、栄養士、調理師が食事介助に入り、咀嚼や嚥下の状況を確認し、食事形態を調整している。</p>		
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p><コメント> 管理栄養士と栄養士3名が献立を作成し、バリエーション豊かな献立となっている。食事をする場所は清潔を保ち、明るい雰囲気ですることが出来るようにしている。テーブルや椅子、スプーンやフォーク、箸、手掴み食べ等、子どもの成長発達に応じて調整している。子どもの好みや体調に合わせて無理に完食を目指すことなく、美味しく楽しく食べられるように取り組んでいる。収穫した野菜をおやつに取り入れて、子ども達とおやつ作りを行う等、「食」への関心を育てている。</p>		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
<p><コメント> 年間食育計画を立て、季節に応じた行事食の他にも様々な食育イベントに取り組み「食」への関心を引き出している。毎月栄養報告書を作成し、目標摂取量に対して評価・見直しを行っている。支援の必要な子どもに対しては個別に対応した食事を提供している。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
<p><コメント> 衣類には記名して個人のロッカーや引き出しで管理している。担当職員が、子どもの発達状況、体型、好みを把握して、着やすさ、素材等に注意しながら準備している。衣類や寝具は肌に刺激が少ない綿を基本としている。補修職員が子どものスモックやパジャマを体型に合わせて手作りしている。</p>		
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
<p><コメント> 睡眠中は15分毎に巡回しチェック表の記入をして、SIDS予防として子どもの姿が見える場所で見守り、呼吸の確認を行っている。室内の温度や湿度、換気や照明、音に配慮し、温度、湿度については1日4回記録を行い調節して快適に十分な睡眠がとれるよう支援している。6ヶ月未満児はベビーセンサーを使用している。</p>		
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a

<p><コメント> 毎日入浴、沐浴を行い、汗をかく夏場は必要に応じてシャワーをしている。入浴時には玩具を用意して楽しく入浴できるように工夫している。タオルやバスタオルは個別に用意して毎日洗濯して清潔が保たれている。</p>		
A⑫	A-2-(3)-① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p><コメント> 発達段階に応じて排泄の絵本を読む等して排泄への興味が持てるよう配慮している。その子が好きなキャラクターや可愛いトレーニングパンツを使用し、トイレトレーニングの意欲が持てるよう工夫している。オムツ交換時は専用の敷マットを使用し、パーテーションを設置してプライバシーに配慮している。</p>		
A⑬	A-2-(3)-① 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p><コメント> フロアーマットを使用して、月齢や玩具の種類に分かれてコーナー遊びを実施している。ほふく室の棚の上に絵本の収納場所を設け、高月齢児は自由に読めるようにしている。年に3回バス遠足を実施し、地域のイベントにも参加、院外保育にも積極的に出かけて、外界への興味を広げられるように配慮している。</p>		
A-2-(4) 健康		
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p><コメント> 熱計表には、身体測定、対応、症状の有無、内服薬、塗布薬等、全ての情報を記録して、個人の健康状態が全てわかるようにしている。嘱託医が月1回来院し、健康診断を行っている。医療機関等連絡調整員を配置し、日常的に医療機関と連携している。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
<p><コメント> 看護師を多く配置して病・虚弱児の健康状態の変化が把握できる体制が整っている。個々の状態に応じた健康観察チェック表を用いて24時間記録している。病虚弱児それぞれの専門のかかりつけ医と24時間体制で相談、受診が出来る体制を整えている。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a
<p><コメント> 自立支援計画書や養育計画に基づき、月別、週間の個別心理計画書を作成している。心理検査の結果を基に、それぞれの発達段階に応じた目標を立て、個別の心理療法を実施している。心理職も面会に立会い、保護者からの相談を受ける体制を整えている。</p>		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		

A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント> 家庭支援専門相談員が積極的に面会等に参加しながら保護者との信頼関係を築いている。面会や外出、外泊後には、保護者に丁寧な聴き取りを行い、養育スキルの向上と不安の軽減に努めている。保護者の希望があれば、子どもの写真や手紙で様子を伝えている。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 家庭支援専門相談員支援マニュアルを作成している。子どもと家族の調整や面会、外出、施設宿泊、一時帰宅等については、必要に応じて児童相談所と協議を行いながら進め、子どもと保護者との関係性が好転し、養育意欲が向上するように支援している。</p>		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p><コメント> 子どもの成長記録を退所時に渡している。親子のきずな再生支援事業は、家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と定期的な協議を行っている。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を配置し、保護者等の相談に応じる体制を整えている。退所後は電話や訪問によるアフターフォローを行っている。</p>		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
<p><コメント> 里親支援専門相談員を令和4年度から2名に増員し、里親委託に向けて、マッチングから委託までの里親交流プログラムに沿って、里親、児童相談所、乳児院との連携、調整を行っている。管轄地域の定例会や里親サロン等に参加して情報共有に努め関係を築いている。また、アフターフォローを含め、家庭訪問や電話相談等で支援している。</p>		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
<p><コメント> 令和4年度より一時保護所を新築し、より快適な環境で養育している。一時保護受け入れマニュアルに基づいて入所後アセスメントを作成し、嘱託医にて入所時健診を実施している。入所時は、食物チェック表を使ってアレルギーの確認を行っている。また、入所して2週間観察期間を設けて観察日誌を記録している。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
<p><コメント> 一時保護所は2グループあり、緊急一時保護受け入れ体制を整えている。緊急一時保護受け入れマニュアルを整備し、入所より2週間の観察期間を設けている。感染症の場合は隔離室で養育出来る体制を整えている。</p>		